

# 2021年度(第37期)収支・事業計画

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

収 支 計 画

事 業 計 画

株式会社世田谷サービス公社



## 2021年度（第37期）収支計画

自 2021年4月 1日

至 2022年3月31日

（単位：千円）

内 訳		金 額	
営 業 収	売 上 高		
	施設維持管理等事業	3,481,819	
	飲食事業	91,443	
	ICT 支援事業	446,428	
	エフエム世田谷放送事業	89,625	
			4,109,315
支	売 上 原 価 計	3,851,612	
	販売費及一般管理費	289,768	4,141,380
	営 業 利 益		△ 32,065

（単位：千円）

	事 業 別 損 益				合 計
	施 設 維 持 管 理 等 事 業	飲 食 事 業	I C T 支 援 事 業	エフエム世田谷 放 送 事 業	
売 上 高	3,481,819	91,443	446,428	89,625	4,109,315
売 上 原 価					
仕入高	8,306	26,359	17,198	—	51,863
人件費	1,902,140	79,295	133,594	49,037	2,164,066
その他経費	1,301,222	27,391	256,810	50,260	1,635,683
売 上 原 価 計	3,211,668	133,045	407,602	99,297	3,851,612
売 上 総 利 益	270,151	△ 41,602	38,826	△ 9,672	257,703
			販売費及一般管理費		289,768
			営 業 利 益		△ 32,065

※表中金額は、単位：千円（以下四捨五入）で表記しているため計数に不整合の場合がある。

## 2021年度（第37期）事業計画

### 1. 重点取り組み

#### (1) 雇用

区民ニーズに応える良質な公共サービスの提供を通して、障害者・高齢者・女性・世田谷区民を積極的に雇用し、勤労の機会と生きがいの場を提供する。

障害者雇用については、2019年度に策定した「障害者雇用推進計画(2020年度～2022年度)」に基づき、雇用の拡大とともに「雇用の質」に重点を置いて進める。障害者雇用の2020年度実績は退職や短時間勤務者の増加により被雇用者数が目標を下回ったが、今後も計画的な雇用に取り組む。

項目	2020年度計画	2021年度計画	備考
障害者雇用 被雇用者数(人) 全体に占める割合(%) 雇用率(%) [※]	100人 10.04% ※26.04%	93人 9.42% ※22.61%	参考：民間企業の実雇用率 2.15% (R2) 参考：民間企業の法定雇用率 2.3% [※] 障害者雇用率は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき算出(算定基準日：毎年6月1日) なお、計算式は13頁に記載
高齢者雇用 [60歳以上] 被雇用者数(人) 全体に占める割合(%)	528人 53.00%	525人 53.19%	参考：31人以上規模企業の60歳以上常用労働者の割合 12.7% 令和2年「高齢者の雇用状況」(厚生労働省)
女性雇用 被雇用者数(人) 全体に占める割合(%)	547人 54.95%	545人 55.22%	参考：労働力人口総数に占める女性割合 44.4% 「令和元年版働く女性の実情」(厚生労働省)
地域雇用 [世田谷区内在住者] 被雇用者数(人) 全体に占める割合(%)	691人 69.40%	690人 69.91%	
従業員総数(人)	996人	987人	代表取締役、非常勤役員、監査役を除く
障害者就労場所(施設)	28施設	23施設	

各表とも2021年度計画は2022年3月31日見込数で記入

#### (2) 区内企業との連携

区内の中小企業の安定と発展を図り、世田谷区の産業振興に寄与するため、地域に根ざした企業活動を実践する。また、区内事業者と連携し、区の政策方針に沿った新規事業の開発・獲得に取り組む。

業務の専門性などの特別な理由がある場合は、区外の委託先を選定した。その結果、2021年度の期初予定で区内企業への委託率が減少するが、今後とも区内企業との連携に重点を置いていく方針に変更はない。

項目	2020年度計画	2021年度計画	備考
契約金額ベース 区内業者への委託率	58.0%	55.1%	

### (3) 社会貢献事業

『経営基本方針2020』における「社会貢献方針」に基づき、「事業展開による貢献」「利益の還元による貢献」「社員の実践による貢献」の3つの柱により社会貢献活動を行っている。

- 障害者福祉団体への寄付や、福祉作業所の生産物品(菓子類)の購入および社内販売等を通じて、区内福祉関係団体の活動を支援する。
- 「世界の子どもにワクチンを日本委員会」によるペットボトルキャップ回収によるワクチン代寄付活動に賛同し、北沢・玉川・砧・烏山の総合支所と三軒茶屋分庁舎の計5か所にペットボトルキャップ回収箱の設置を継続する。
- 三軒茶屋駅周辺の清掃作業や放置自転車への警告掲示など、地域のボランティア活動等へ参加する。

項目	2020年度計画	2021年度計画	備考
社会貢献活動等			
地域社会への貢献活動回数	6回	6回	クリーンキャンペーン・区民ふれあいフェスタ等
ペットボトルキャップの回収	1,500 kg	1,550 kg	1kg ≒ 430個
福祉作業所の菓子購入	850個	850個	1個 100～250円

### (4) 危機管理・情報提供

2019年10月に発生した台風19号により大きな被害を受けたことから、エフエム世田谷では、緊急時の災害・防災情報提供の充実が課題となり、放送体制の強化を図っている。2020年3月には世田谷区との「災害時等における協力態勢に関する協定(2012年7月締結)」に関する実施細目を締結し、大規模災害の発生または発生のおそれがある場合は、災害対策本部に参集するとともに、区から直接、放送できる体制を整備した。更に、2021年3月には協定自体を変更し、大規模災害発生時等において帰宅困難者支援施設の開設・運営や、物資集積所での物資の仕分けに加えて、避難所(水害時避難所含む)の開設運営について区の要請に基づき協力する態勢としている。

災害発生時には、被害状況や公共交通機関の運行状況などの情報収集手段として、スマートフォン等の携帯端末が有用なことから、通信事業者と協力して、区民会館、区民センター等にWi-Fiスポットを提供している。

当社が運営する「世田谷くみん手帖」のWebサイトやSNSから、世田谷のイベント・ニュース・観光等の情報を発信している。

番号	事業名	事業概要
1	区民情報環境支援事業	(1) 区民会館、区民センター等の災害発生時の情報収集・区民への情報環境の運用。Wi-Fiスポット(※)の提供 ※ 無線LANを利用してインターネットに接続できるアクセスポイント(ドコモ・ソフトバンク・au) (2) Webサイト「世田谷くみん手帖」を運営
2	エフエム世田谷放送事業	大規模災害の発生または発生のおそれがある場合は、エフエム世田谷が世田谷区災害対策本部に参集し、区が発信する情報を直接放送する体制としている。
3	避難所等の開設・運営の支援協力事業	維持管理を受託している施設について、区の要請に基づき、避難所等の開設・運営の支援を行う。

## 2. 計画目標

### (1) 施設維持管理等事業

公共施設の適正な管理運営に努め、常に安全・安心に利用できる快適な空間を提供する。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、通常の清掃に加え、コンタクトポイントを中心に施設の消毒を実施するとともに、利用者の皆様には、定期的な部屋の換気などをご案内することで、安心して施設を利用していただけるよう努めていく。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種会場となる管理施設においては、世田谷区と協力し、安全で円滑な施設運営を行っていく。

区民センターにおいては、地域コミュニティの醸成に貢献するため、運営協議会の事務局として地域活動のサポートを行っていく。運協主催のイベントについては、新型コロナウイルスの状況に留意しながら、感染防止に配慮したうえで、安全に開催できるようサポートを行っていく。

公共施設の維持管理は、公社設立からの主要業務である。引き続き、利用者の目線に立ったきめ細やかなサービスを提供するとともに、これまでの経験と実績を踏まえ、積極的に予防保全等の提言を行うことにより、区の公共施設整備方針（平成26年3月）にある施設等の長寿命化や整備経費の抑制を支援する。

#### ① 維持管理施設数

項目	2020年度計画	2021年度計画	備考
総合支所・まちづくりセンター等 施設数	11 施設	11 施設	
区民センター・地区会館等 施設数 運協主催のイベント数	28 施設 302 回	28 施設 281 回	改修予定(2)
福祉作業所等 施設数	11 施設	9 施設	
文化・教育、生涯学習施設 施設数	6 施設	7 施設	
公園 施設数	3 施設	3 施設	
区民農園 農園数 区画数 (利用数)	20 園 834 区画	18 園 759 区画	
区政情報センター・コーナー 施設数 販売数 (金額) 品目数	5 施設 410 万円 200 品	5 施設 100 万円 200 品	
職員住宅 管理棟数 管理戸数 修繕回数	20 棟 180 戸 90 回	18 棟 168 戸 90 回	
外郭団体関連 施設数	3 施設	3 施設	
児童相談所関連 施設数	2 施設	2 施設	
その他施設 施設数	1 施設	2 施設	

## ② 維持管理施設の業務内容

番号	事業名	事業概要
総合支所・まちづくりセンター等 11施設		
1	砧総合支所維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫防除、水質検査等） (4) 受付・案内 (5) 駐車場管理 (6) 駐車場使用料の収納事務 (7) 警備等
2	北沢総合支所維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫防除、水質検査等） (4) 受付・案内 (5) 防火・防災管理業務 (6) 警備等
3	烏山総合支所維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫防除、水質検査等） (4) 受付・案内 (5) 駐車場管理
4	玉川総合支所維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機、照明等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫防除、水質検査等） (4) 受付・案内 (5) 警備等
5	まちづくりセンター維持管理事業 (1) 新代田まちづくりセンター (2) 松沢まちづくりセンター (3) 池尻まちづくりセンター (4) 祖師谷まちづくりセンター (5) 上野毛まちづくりセンター (6) 代沢まちづくりセンター	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（水質検査、害虫防除等） (4) 受付・案内 (5) 併設公園の門扉開閉（池尻のみ）
6	三軒茶屋分庁舎維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 受付・案内
区民センター・地区会館等 28施設		
7	区民センター維持管理事業 (1) 烏山区民センター (2) 弦巻区民センター (3) 太子堂区民センター(※) (4) 深沢区民センター (5) 桜丘区民センター (6) 上北沢区民センター (7) 玉川台区民センター (8) 奥沢区民センター (9) 宮坂区民センター (10) 代田区民センター (11) 鎌田区民センター(※) (12) 粕谷区民センター	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時）*奥沢を除く (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫防除、水質検査等） (4) 受付・案内 (5) 運営協議会が実施する生涯学習事業等の事務補助 (6) 警備等 (7) ホール等の運営および保守管理（烏山のみ） ※ 太子堂区民センターは、2020年7月から2021年5月まで改修工事のため休館 ※ 鎌田区民センターは2021年度改修工事のため休館

8	地区会館維持管理事業 (1) 尾山台地区会館 (2) 駒沢地区会館 (3) 上野毛地区会館 (※) (4) 池尻地区会館 (5) 北沢地区会館 (6) 経堂地区会館 (7) 代沢地区会館	(1) 清掃業務 (日常、定期、臨時) (2) 設備機器保守点検業務 (空調、給排水、消防、昇降機等) *北沢を除く (3) 環境衛生管理業務 (空気環境測定、水質検査等) *北沢を除く (4) 受付・案内 ※ 上野毛地区会館は、前記5-(5)上野毛まちづくりセンターとの複合施設
9	複合施設維持管理事業 (1) 太子堂複合施設 (2) 喜多見複合施設 (3) 下馬複合施設 (4) 上馬複合施設 (5) 希望丘複合施設 (6) 守山複合施設 (7) 九品仏複合施設 (8) 二子玉川複合施設 (9) 梅丘複合施設	(1) 清掃業務 (日常、定期、臨時) (2) 設備機器保守点検業務 (空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等) (3) 環境衛生管理業務 (害虫防除) (4) 受付・案内 (太子堂除く) (5) 駐輪場使用料の収納事務 (喜多見のみ)
福祉作業所等 9施設		
10	福祉作業所等維持管理事業 (1) 玉堤福祉施設 (2) ソーワ福祉ビル (3) 下馬福祉施設 (4) 用賀福祉作業所 (5) 就労障害者生活支援センター分室「そしがや」 (6) 新町1丁目児童施設 (7) 喜多見福祉作業所 (8) 喜多見駅高架下施設 (9) 松原6丁目福祉施設	(1) 清掃業務 (定期、臨時) (2) 設備機器保守点検業務 (空調、給排水、自動ドア等) (3) 環境衛生管理業務 (害虫防除、水質検査等)
文化・教育、生涯学習施設 7施設		
11	世田谷美術館維持管理事業	(1) 清掃業務 (日常、定期、臨時) (2) 設備機器保守点検業務 (空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等) (3) 環境衛生管理業務 (害虫防除、水質検査等) (4) 駐車場管理、庭園管理 (5) 警備等
12	世田谷文学館維持管理事業	(1) 清掃業務 (日常、定期、臨時) (2) 設備機器保守点検業務 (空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等) (3) 環境衛生管理業務 (空気環境測定・害虫防除) (4) 警備等 (5) 駐車場管理 (6) 庭園管理
13	民家園維持管理事業 次大夫堀・岡本公園民家園	(1) 清掃業務 (日常、定期、臨時) (2) 設備機器保守点検業務 (空調、消防等) (3) 庭園管理 (4) 受付・案内 (5) 次大夫堀公園の駐車場管理・使用料の収納事務



14	教育会館維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機、視聴覚機器等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫防除、水質検査等） (4) プラネタリウム運営業務 (5) プラネタリウム入場料収納事務 (6) 受付・案内 (7) 図書、雑誌等の装備
15	青少年交流施設維持管理事業 (1) 野毛青少年交流センター (2) 池ノ上青少年交流センター	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 環境衛生管理業務（害虫防除、庭園管理） (3) 設備機器保守点検業務（空調、自動ドア、消防等）
16	砧図書館維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（害虫防除等） (4) 集会室の受付・案内
公園 3施設		
17	公園施設の維持管理事業 (1) 世田谷公園 (2) 羽根木公園 (3) 玉川野毛町公園	(1) 受付・案内 (2) 駐車場、洋弓場、ミニS L等の使用料収納事務 (洋弓場、ミニS Lは世田谷公園のみ) (3) 駐車場管理 (4) テニスコート・野球場管理 (5) 世田谷公園ミニS Lの運営業務 (6) 世田谷公園の清掃業務 (7) 羽根木公園の茶室管理 (8) 人的警備（4月～10月）
区民農園 18園		
18	区民農園維持管理事業 ファミリー農園（18カ所）	(1) 農園巡回、利用状況確認、区画管理 (2) 共有部分（除草、消毒、植栽管理等） (3) 利用者管理（募集、抽選等）
区政情報センター・コーナー 5施設		
19	区政情報センター（コーナー） 運営事業 区役所外4総合支所 （北沢・玉川・砧・烏山）	(1) 区・都等刊行物の閲覧および説明 (2) 有償刊行物の頒布、売上金の収納事務 (3) コピーサービス
職員住宅 18棟		
20	職員住宅維持管理事業	(1) 修繕業務（一般、空室、特別） (2) 設備機器保守点検業務（消防）
外郭団体関連 3施設		
21	世田谷産業プラザ会議室管理事業	(1) 貸出用会議室の管理・運営 (2) 使用料の収納事務
22	世田谷美術館、世田谷文学館は11、12による	
児童相談所関連 2施設		
23	世田谷区児童相談所 他1施設維持管理業務	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア等） (3) 環境衛生管理業務（害虫防除） (4) 受付・案内 (5) 警備等
その他施設 2施設		
24	エムケイアースビル維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、自動ドア、昇降機等）

25	二子玉川庁舎（ワクチン接種会場）維持管理業務	(1) 日常清掃業務 (2) 警備業務（機械、人的）
----	------------------------	-------------------------------

### ③ 物販事業

世田谷公園の売店では、飲料・菓子・惣菜パン・玩具・かき氷等を販売する。  
次大夫堀公園民家園では、福祉工房が製造した布製品等を販売する。  
区政情報センター（情報コーナー含む）では、各種郵券類・世田谷区の外郭団体が発行する書籍等を販売する。

項目	2020年度計画	2021年度計画	備考
公園売店・物品販売 売上	1,350万円	1,200万円	

番号	事業名	事業概要
1	世田谷公園売店事業	(1) 販売業務 (2) 売店運営管理
2	付帯事業（各施設）	書籍販売、せたがやかるた販売、チケット販売、公衆電話
3	郵券等売捌き事業	郵券、はがき、収入印紙販売
4	雑貨販売事業	民芸品販売

### ④ 特定建築物等定期調査・建築設備定期検査

施設全体の調査・検査を受託実施する。受託の形態として、施設の維持管理とあわせたものと、単独で業務を受託しているものがある。

項目	2020年度計画	2021年度計画	備考
特定建築物等定期調査	6 施設 5 施設	11 施設 4 施設	維持管理業務とあわせて受託 単独で受託
建築設備定期検査	42 施設 11 施設	42 施設 14 施設	維持管理業務とあわせて受託 単独で受託
防火設備定期検査	35 施設	36 施設	維持管理業務とあわせて受託

番号	事業名	事業概要
1	特定建築物等定期調査	建築基準法に基づき、建築物の損傷、腐食、その他の劣化状況の確認や、建築後の建築物の改変による既存不適格事項などを調査し、世田谷区に報告する。調査は定期的（3年に1回）に行う。
2	建築設備定期検査	建築基準法に基づき、施設の「換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給排水設備」に関して調査し、世田谷区に報告する。調査は毎年（年に1回）行う。
3	防火設備定期検査	建築基準法に基づき、施設の「防火設備」に関して調査し、世田谷区に報告をしている。調査は、毎年（年に1回）行っている。

### ⑤ 指定管理者事業

指定管理者事業では、指定管理施設の運営や、施設を活用したさまざまなイベントの開催などを通じて、区民生活の向上に貢献していく。また、地域へのパンフレット配布などを行い、利用率の向上を図っていく。

指定管理者の自主イベントでは、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、指定管理者事業計画に掲げたロードマップに基づいたさまざまなイベントの開催を通じ、世田谷区の文化・芸術レベルの発展と向上に寄与する。

また、「避難訓練プラスコンサート」「みどりいっぱい講演会プラスコンサート」など、一部のイベントを「CSR 対象イベント」と位置づけ開催し、指定管理者としての社会的責任を果たしていく。

項目	2020 年度計画	2021 年度計画	備考
区民会館（利用料金制）			
施設数	3 施設	5 施設	
利用料金	5,572 万円 2,734 万円 4,667 万円	4,895 万円 2,092 万円 3,846 万円 1,761 万円 1,305 万円	北沢区民会館 玉川区民会館 砧区民会館 世田谷区民会館 別館 北沢区民会館 別館
利用件数	2,800 件 2,544 件 4,000 件	2,700 件 3,300 件 1,900 件 1,300 件 500 件	北沢区民会館 玉川区民会館 砧区民会館 世田谷区民会館 別館 北沢区民会館 別館
区民会館別館（管理委託） （※）			
施設数	2 施設	— 施設	
利用率	78.0% 70.0%	—% —%	世田谷区民会館 別館 北沢区民会館 別館
自主イベント開催			
実施回数	56 回	45 回	
参加人数	14,000 人	5,500 人	

（※）区民会館別館（世田谷及び北沢）は、2021 年度より利用料金制となる。

（※）世田谷区民会館は2020 年度より業務委託となった。なお、2021 年5 月をもって改修のため業務終了予定。

番号	事業名	事業概要
1	北沢区民会館運営管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、ピアノ調律、音響、昇降機） (3) 受付・スケジュール管理 (4) ホール等の運営および保守管理 (5) 利用料金の取扱事務
2	玉川区民会館運営管理事業	(1) 受付・案内・スケジュール管理 (2) 設備機器保守点検（ピアノ調律、音響、照明等） (3) ホール等の運営および保守管理 (4) 利用料金の取扱事務 (5) 喫茶コーナー運営
3	砧区民会館（成城ホール）運営管理事業	(1) 受付・案内・スケジュール管理 (2) 設備機器保守点検（ピアノ調律、音響、照明等） (3) ホール等の運営および保守管理 (4) 利用料金の取扱事務 (5) 喫茶コーナー運営
4	世田谷区民会館別館（三茶しゃれなあとホール）運営管理事業	(1) 受付・案内・スケジュール管理 (2) 使用料の収納事務 (3) 設備機器保守点検（ピアノ調律、音響等）

5	北沢区民会館別館（梅丘パークホール）運営管理事業	(1) 清掃業務（日常、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（ピアノ調律） (3) 受付・スケジュール管理 (4) 使用料の収納事務
6	イベント事業 （上記1～5の施設において実施する事業）	(1) 文化に関する事業（コンサート等） (2) 教育に関する事業（創作ダンス・実験教室等） (3) 産業に関する事業（講演会等） (4) その他の事業

## ⑥ 車両運行管理業務

世田谷区が所有する車両について、公務による関係機関への送迎及び、日常の車両の維持管理を行う。  
2021年4月より業務開始する。

## (2) 飲食事業

新型コロナウイルス禍の影響が長引くことが予想されるなか、レストランル・ジャルダンでは婚礼プロデュース事業者の追加導入、宴会プランの充実、広告宣伝を含む広報の強化を図るなどして、2020年度落ち込んだ来客者数の増加を目指す。

一方喫茶事業では、店舗毎のコンセプトに沿ったメニューやサービスの充実を図り、安定した収益確保を目指すとともに、お客様に愛される店舗づくりに努める。

項目	2020年度計画	2021年度計画	備考
飲食事業			
売上	11,404万円	9,144万円	レストラン事業 喫茶事業
来客者数	81,700人	51,750人	
ウェディング数	30件	30件	
イベント数	3回	0回	

番号	事業名	事業概要
1	レストラン事業	世田谷美術館内「レストランル・ジャルダン」
2	喫茶事業	(1) 教育会館内「喫茶レスト（コーヒーショップルソー弦巻 改称）」 (2) 世田谷美術館内「セタビカフェ」

## (3) ICT支援事業

クラウドコンピュータの進展による更なるICTを活用した行政サービスの拡充が進み、情報システムの運用形態も激しく変化している。世田谷区に於いても、クラウドを活用したサーバやクライアントの仮想化など、業務システム環境の更なる多様化により規模は拡大し複雑化している。

そのため、基盤サーバおよび業務システムの運用などのICT支援事業における主要業務において、若手人材の育成が急務になっている。継続的な運用サービスの提供はもとより更なるサービスレベルの向上に向け、ICT部門におけるキャリアパスに基づいた研修・教育を実施し、計画的な教育を進める。

今後もIT支援事業は、世田谷区の情報システムを確実かつ安定した運用を提供していくために更なる運用体制を強化するとともに業務の効率化に取り組む。

項目	2020年度計画	2021年度計画	備考
公共システム支援事業			
基盤システム運用支援			
・ 作業依頼対応	4,000件	600件	
	20システム	20システム	
・ 基盤系システムサーバ運用			

業務システム運用支援、オペレーション作業運用 ・ インシデント管理(問合せ対応含) ・ 業務系システム運用 ・ 帳票印刷 ・ 電子媒体入出力	5,500 件 66 システム 2,000,000 枚 15,000 件	7,000 件 65 システム 2,000,000 枚 20,000 件	
利用者支援 ・ 世田谷サービスデスク(区職員向けクライアント関係の問合せ対応等)	18,000 件	20,000 件	・ 区の情報システム資産情報の管理、区職員利用の電子機器類の「オンサイトサービス」も実施
保健福祉総合情報システム運用、保守事業数(業務)	70 事業(業務)	70 事業(業務)	システム修正対応として、以下の制度改正等の対応を予定。 ・ 幼児教育・保育無償化
電子計算機入力データ作成 受託件数	500,000 件	500,000 件	

世田谷区事務センター維持管理事業 施設数	1 施設	1 施設	
人材育成			
研修、セミナー ・ ITスペシャリスト関連(Windows Server、仮想化、UNIX、Linux 等) ・ ビジネススキル関連	8 コマ 3 コマ	8 コマ 3 コマ	ICT部門キャリアパスプランに沿い、各業務担当者が受講。
ITスキル診断 ・ ITSS	ICT 業務従事者 全員	ICT 業務従事者 全員	診断結果を受け、育成計画に反映させる。

番号	事業名	事業概要
1	基盤システム運用支援	(1) 世田谷区情報システム【基盤系システム(庁内ネットワーク等)】運用支援 ・ インシデント管理(問合せ対応含) ・ 構成管理 ・ サーバ監視 等
2	業務システム運用支援、オペレーション作業運用	(1) 世田谷区情報システム【業務系システム(基幹システム等)】運用支援およびオペレーション ・ インシデント管理(問合せ対応含) ・ サーバ監視 ・ 帳票印刷、電子媒体入出力 等
3	利用者支援	(1) 区職員向け世田谷サービスデスク ・ 問合せ対応(休日夜間受付含) ・ 職員向けクライアント保守 ・ 組織改正に伴うレイアウト変更作業支援
4	保健福祉総合情報システム運用、保守	(1) 保健福祉総合情報システムにおける情報システムの運用 ・ インシデント管理(問合せ対応含) ・ スケジュール管理 等 (2) 保健福祉総合情報システムにおける、制度改正等による情報システムの修正、開発
5	電子計算機入力データ作成	(1) 基幹システム、保健福祉総合情報システム等の入力データエントリー(データパンチ作業)
6	世田谷区事務センター維持管理	(1) 施設管理(受付管理等、警備等) (2) 設備機器保守点検業務(空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等)

#### (4) 障害者雇用推進事業

「障害者雇用推進計画(2020年度～2022年度)」に基づき、様々な障害のある方の雇用及び公共的役割(就労訓練の場の提供)の推進を基本に、雇用者数の拡大とともに「雇用の質」に重点を置いた取組みを進める。

公共施設の日常清掃業務については、清掃品質向上推進班を中心に、簡易な清掃方法により作業負担の軽減と高品質の清掃の両立を実現し、環境にやさしい先進的な資機材を使用する「ユニバーサルハウスキーピングシステム®=世田谷サービス公社清掃スタンダード」の導入施設を拡大する。

今年度の主な取組みは以下のとおりとする。

- ① 就労障害者の障害特性、役割分担に応じ、スキルアップの見える化に取り組む。また、新たな雇用に繋がる新規事業についての検討を進める。
- ② 職場定着・相談支援体制の充実に向け、障害者雇用事業所などの従業員を対象に、施設監督者及び就労指導員並びに就労支援員などの障害支援に関する知識及び専門的スキルの向上を図る。
- ③ 「ユニバーサルハウスキーピングシステム®」導入施設の拡大とともに、導入済み施設の高品質化に取り組む。
- ④ 公共的役割として、生活困窮者就労訓練事業の都認定施設の拡大や「紙の地産地消」事業の充実に努める。

項目	2020年度計画	2021年度計画	備考
障害者雇用関連研修事業			
開催数	30回	30回	
総参加人数	500人	500人	
就労体験実習受入事業			
開催数	15回	10回	
総参加人数	50人	40人	
生活困窮者就労訓練事業			
認定施設	2施設	2施設	
受入人数	4人	4人	

番号	事業名	事業概要
1	障害者雇用関連研修事業	(1) 障害のある社員を対象とした研修 (2) 就労支援員を対象とした研修 (3) 社員を対象とした知的・精神障害理解研修
2	就労体験実習受入事業	(1) 事務業務(区内特別支援学校・就労支援団体) (2) 清掃業務(区内特別支援学校)
3	生活困窮者就労訓練事業	(1) 生活困窮者に対する就労訓練の場の提供

#### (5) エフエム世田谷放送事業

区民に「やさしい(83.4MHz)ラジオ」放送局として「地域防災力の強化」と「コミュニティの醸成」に寄与するため、世田谷区と連携し、地域に密着したきめ細やかな生活・防災(災害)情報などを24時間365日、切れ目なく発信する。

大地震や風水害など緊急時には、区民の安全・安心を確保できるようエフエム世田谷が、世田谷区災害対策本部に参集し、区の情報を直接放送する体制を整備する。

項目	2020年度計画	2021年度計画	備考
災害時の対応力強化			
災害時放送訓練	15回	15回	定期的に災害時の放送訓練・停電時の電源確保のための発電機操作訓練等を実施する。
発電機操作訓練	6回	6回	

エフエム世田谷の認知度数の把握 スマホアプリからの聴取回数	20,000 (回/月)	23,000 (回/月)	※リスンラジオの再生回数
放送番組審議会の開催 開催回数	3回	4回	放送番組の適正を図るため、放送法に基づき設置・運営
情報発信力の強化	フェイスブック等のコンテンツの充実	フェイスブック等のコンテンツの充実	ホームページ、ツイッター、フェイスブック等を活用した情報発信力を強化し、地域情報や防災情報等のコンテンツを充実させる。

番号	事業名	事業概要
1	エフエム世田谷放送事業	(1) コミュニティFMラジオ局 (2) 24時間放送およびインターネット・スマートホン配信 (3) 非常時、災害時の即時放送 (4) エフエム世田谷の広報紙『やさしいラジオ』（番組表）発行

【※】 障害者雇用率算出計算式

・算定方法：障害者（身体・知的・精神）換算数／常用雇用労働者換算数

①障害者のカウント方法

週所定労働時間	(常用) 30時間以上	(短時間) 20時間以上 30時間未満
身体障害者	1	0.5
身体障害者（重度）	2	1
知的障害者	1	0.5
知的障害者（重度）	2	1
精神障害者	1	—
精神障害者（3年以上雇用）	—	0.5
精神障害者（雇用開始から3年以内または、精神障害者保健福祉手帳を取得して3年以内） 2018年4月1日から2023年3月31日まで（時限措置）	—	1

②常用雇用労働者カウント方法

週所定労働時間	(常用) 30時間以上	(短時間) 20時間以上 30時間未満
全体及び障害者従業員	1	0.5

■公社算定式【障害者雇用率は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき算出（算定基準日：毎年6月1日）】

① 身体障害者常用（1人＋重度3人）＋身体障害者短時間（2人＋重度1人）＝9.0人

② 知的障害者常用（20人＋重度45人）＋知的障害者短時間（0人＋重度3人）＝113.0人

③ 精神障害者 [ア＋{(イ－ウ)×0.5}＋ウ]＝9.0人

ア.精神障害者常用4人 イ.精神障害者短時間7人

ウ.イの内、精神障害者短時間（雇用3年以内 時限措置）3人

①＋②＋③＝131.0人

④ 従業員全体（常用416人×1）＋（短時間327人×0.5）＝579.5人

①＋②＋③ ÷ ④ ≒ 22.61%